

平成29年度

第2回 霧島市母子保健検討委員会

日時:平成29年10月23日(月)午後7時30分～
場所:国分公民館3階 大研修室

会次第

1. 開会のことば
2. 健康増進課長あいさつ
3. 協議
 - (1) 健康きりしま21(第3次)母子保健分野 計画素案について
 - (2) その他
4. 閉会

平成29年度 霧島市母子保健検討委員会 委員名簿

	氏名	所属	役職	任期	備考
1	イシモト マサキ 礎元 直昭	始良地区医師会(いかりこどもクリニック)		平成29年4月1日 ～ 平成31年3月31日	
2	マエダ ヤスキ 前田 康貴	始良地区医師会(前田産婦人科)		平成29年4月1日 ～ 平成31年3月31日	
3	ミヤカワ タカユキ 宮川 尚之	始良地区歯科医師会 霧島市支部 (みやかわ小児矯正歯科)	幹事	平成29年4月1日 ～ 平成31年3月31日	
4	ヤマサキ タカシ 山崎 貴	始良地区薬剤師会(はーぶ薬局)	副会長	平成29年4月1日 ～ 平成31年3月31日	
5	ニシタ ルカ 新田 瑠璃子	市民生委員児童委員協議会連合会		平成29年4月1日 ～ 平成31年3月31日	
6	スズノ カズヨ 塗園 和代	市母子保健推進委員会	会長	平成29年4月1日 ～ 平成31年3月31日	
7	マルヤマ ユミコ 丸山 由美子	市保育協議会(下井保育園)		平成29年4月1日 ～ 平成31年3月31日	
8	マツモト ヤスヨ 松元 泰代	市養護教諭部会(高千穂小学校)		平成29年4月1日 ～ 平成31年3月31日	
9	オリタ カナコ 折田 叶子	始良・伊佐地域振興局 保健福祉環境部 健康企画課		平成29年4月1日 ～ 平成31年3月31日	

霧島市健康・生きがいつくり推進における各種委員会の設置に関する要綱

(趣旨)

第1条 市民の健康・生きがいつくり、地域医療及び保健事業等を効果的かつ効率的に推進するため、専門的な事項を審議する各種委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員会)

第2条 市民の健康・生きがいつくり、地域医療及び保健事業等に関する専門的な事項を審議するため、自殺対策検討委員会、食育推進検討委員会、地域医療検討委員会、母子保健検討委員会、歯科保健専門委員会及び予防接種専門委員会を置く。

(所掌事務)

第3条 各委員会は、次に掲げる事項について審議する。

(1) 自殺対策検討委員会

- ア 健康増進計画の推進に関する事項
- イ 自殺予防対策の推進に関する事項
- ウ その他市長が必要と認める事項

(2) 食育推進検討委員会

- ア 健康増進計画の推進に関する事項
- イ 食育の推進に関する事項
- ウ その他市長が必要と認める事項

(3) 地域医療検討委員会

- ア 健康増進計画の推進に関する事項
- イ 地域医療の推進に関する事項
- ウ その他市長が必要と認める事項

(4) 母子保健検討委員会

- ア 健康増進計画の推進に関する事項
- イ 母子保健の推進に関する事項
- ウ その他市長が必要と認める事項

(5) 歯科保健専門委員会

- ア 健康増進計画の推進に関する事項
- イ 歯科保健の推進に関する事項
- ウ 歯科健診等の実施に関する事項
- エ その他市長が必要と認める事項

(6) 予防接種専門委員会

- ア 健康増進計画の推進に関する事項
- イ 予防接種の推進に関する事項
- ウ 予防接種の実施に関する事項
- エ その他市長が必要と認める事項

(組織)

第4条 各委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 保健又は医療関係団体の代表
- (2) 福祉関係団体の代表
- (3) 教育関係団体の代表
- (4) 地区組織の代表
- (5) 各種健康づくり推進団体の代表
- (6) 農業関係団体の代表
- (7) 企業の代表
- (8) その他市長が必要と認める者
(任期)

第5条 前条の委員の任期は、2年とする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第6条 各委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、保健福祉部健康増進課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成21年4月1日から施行する。

(霧島市救急医療検討委員会設置要綱及び霧島市健康増進計画等策定協議会設置要綱の廃止)

2 次に掲げる告示は、廃止する。

(1) 霧島市救急医療検討委員会設置要綱（平成18年霧島市告示第107号）

(2) 霧島市健康増進計画等策定協議会設置要綱（平成18年霧島市告示第219号）

附 則（平成21年7月27日告示第196号）

この告示は、平成21年7月27日から施行する。